

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第69号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
(特別支援学校)						(特別支援学校)					
第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。						第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。					
名称	区分	部	課程等	学科	位置	名称	区分	部	課程等	学科	位置
岩手県立盲学校	[略]					岩手県立盛岡視覚支援学校	[略]				
岩手県立盛岡聾学校	[略]					岩手県立盛岡聴覚支援学校	[略]				
岩手県立盛岡養護学校	[略]					岩手県立盛岡とん支援学校	[略]				
[略]						[略]					
岩手県立盛岡高等養護学校	[略]					岩手県立盛岡峰南高等支援学校	[略]				
岩手県立みたけ養護学校	[略]					岩手県立盛岡みたけ支援学校	[略]				
岩手県立花巻養護学校	[略]					岩手県立花巻清風支援学校	[略]				
岩手県立前沢養護学校	[略]					岩手県立前沢明峰支援学校	[略]				
[略]						[略]					
岩手県立気仙養護	[略]					岩手県立気仙光陵	[略]				

学校	
岩手県立釜石養護 学校	[略]
岩手県立宮古養護 学校	[略]
岩手県立久慈養護 学校	[略]

支援学校	
岩手県立釜石祥雲 支援学校	[略]
岩手県立宮古恵風 支援学校	[略]
岩手県立久慈拓陽 支援学校	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。